

みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置事業者募集要項

1 目的

みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置に関する要領（以下「要領」という。）に基づき、さんさんバス車内での行政情報の案内及び乗車中の快適化を目的に事業者を募集する。

2 事業者の募集に係る申込について

(1) 申込要件

申込要件については、要綱、基準、要領に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ みよし市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ウ 募集から契約締結までの間に、みよし市入札参加停止等措置要領に基づく措置を受けていない者であること。
- エ 募集から契約締結までの間に、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による更生若しくは再生手続中、又は手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 申込み時点までに、同種又は類似業務の実績を有すること。
- キ 愛知県内に本店、支店または営業所を有していること。
- ク サイネージの維持管理について、設置機器等の定期点検を1年に1回以上実施すること。また、サイネージに障害等が発生した時は、原則即日さんさんバス車内で保守対応を行うことができること。

(2) 提出書類

- ア みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置事業者申込書（要領様式第1号）
- イ 会社概要
- ウ 企画提案書

※提案書には、次に掲げる事項を記載すること。

- (ア) 同種又は類似業務の実績
- (イ) サイネージ稼働までのスケジュール（令和4年4月稼働予定）
- (ウ) サイネージの設置方法

※耐震方法などの安全対策や、配線の方法についても記載すること。

- (エ) サイネージの仕様・性能

※画面の表示等の例も記載すること

- (オ) サイネージを使用した具体的な操作方法及び手順
- (カ) サイネージの維持管理体制及びシステム障害等発生時の対応方法

※定期点検の内容・回数・実施事業者、システム障害等発生時の保守対応に係るみよし市役所までの到着所要時間も記載すること

- (キ) 行政情報の製作・放映・更新方法

※行政情報の画面デザインの見本等作成例も記載すること

(ク) 広告の放映時間全体に対する行政情報の放映時間の割合

(ケ) 広告内容の掲載方針、審査体制

※社内の方針や審査基準等を併せて提出すること

(コ) みよし市への広告収入の納付額（年額12万円以上）

(サ) その他独自の提案、創意工夫などアピールしたい事項

エ 納税証明書

納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことを証明する書類）

※申請日時点において発行日から3か月以内のもの（写し可）

(3) 提出期限

令和3年7月9日（金）午後5時必着

(4) 申込方法

ア 提出書類の部数

提出部数は1部とする。ただし、会社概要、企画提案書については10部とし、A4サイズでページ番号をつけて提出すること。

イ 提出方法

みよし市役所企画政策課窓口へ直接（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）

(5) 申込先及び問合せ先、質問の受付方法

ア 申込先及び問合せ先

みよし市役所 5階 政策推進部企画政策課

〒470-0295

愛知県みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-32-8005（直通）

ファクシミリ 0561-76-5021

メールアドレス kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

イ 質問の受付方法

令和3年6月25日（金）午後5時までに電子メールにて受付（メールを送信後、必ず電話にて連絡すること。）

3 事業者の選定

(1) 評価

みよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置事業者選定委員会設置要綱及びみよし市さんさんバス車内広告付きデジタルサイネージ設置事業者選定基準に基づき、提出された書類の内容を総合的に評価する。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 提出期限内に添付書類が提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載、重大な不備等があった場合

ウ 6（1）に掲げる申込要件を満たしていないことが判明した場合

(3) その他

- ア 選定の経緯の公表は行わないものとする。
- イ 申込に要する一切の費用は、申込者の負担とする。
- ウ 提出された書類等は、返還しないものとする。

4 スケジュール

(1) 選定結果通知

令和3年7月末までに通知予定

(2) サイネージ設置日

令和4年3月末までに設置すること